

公益財団法人鎌倉市公園協会情報公開規程

平成 14 年 2 月 25 日

規程第 2 号

改正 平成 18 年 3 月 29 日規程 6 平成 24 年 3 月 26 日規程 5 抄

(目的)

第 1 条 この規程は、鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月鎌倉市条例第 4 号。以下「条例」という。）の趣旨にのっとり、公益財団法人鎌倉市公園協会（以下「協会」という。）が実施する情報公開について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「文書等」とは、協会の役員及び職員（以下「役職員」という。）が業務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、協会が保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの及び文書等の作成の補助に用いるために一時的に作成した電磁的記録を除く。

(協会及び利用者の責務)

第 3 条 協会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、文書等の公開を申し出る権利を十分に尊重するとともに、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 この規程により文書等の公開を申し出ようとする者は、この規程の目的に即してその権利を正当に行使するとともに、文書等の公開によって得られた情報を適正に使用しなければならない。

(公開の申出ができるもの)

第 4 条 何人も、この規程の定めるところにより、協会に対し、協会の保有する文書等の公開を申し出ることができる。

(公開の申出方法)

第5条 文書等の公開の申出をしようとする者は、協会に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体(協会を除く。以下「法人等」という。)にあっては代表者の氏名
- (2) 公開の申出に係る文書等を特定するために必要な事項
- (3) その他協会が定める事項

2 協会は、申出書に形式上の不備があると認めるときは、公開の申出をした者(以下「公開申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、協会は、公開申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(文書等の公開)

第6条 協会は、公開の申出があったときには、公開の申出に係る文書等に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開の申出者に対し、当該文書等を公開するものとする。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)も規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が役職員又は公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第

103 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)である場合において、当該情報がその業務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員又は公務員の職、氏名及び当該業務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活、又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競走上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 協会の要請を受けて、公開しないことを条件に任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているもの
- その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) 協会並びに国、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 協会又は国、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、
正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、協会又は国、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 協会が行う収益事業に関する情報であって、協会の財産上の利益を不当に害するおそれ

(5) 法令等の規定により、公開することのできないと認められる情報

(部分公開)

第7条 協会は、公開の申出に係る文書等の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に、かつ、文書等の公開を申し出る趣旨を失わない程度に合理的に区分して除くことができるときは、公開申出者に対し、当該非公開情報が記録されている部分を除いて公開するものとする。

2 公開の申出に係る文書等に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(文書等の存否に関する情報)

第8条 公開の申出に対し、当該公開の申出に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、協会は、当該文書等の

存否を明らかにしないで、当該公開の申出を拒否することができる。

(公開の申出に対する決定)

第9条 協会は、公開の申出に係る文書等の公開又は非公開の旨の決定（前条の規定による公開の申出を拒否する旨の決定及び公開の申出に係る文書等を保有していない旨の決定を含む。以下「公開決定等」という。）をしたときは、公開申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

2 前項の場合において、公開決定等の内容が公開の申出に係る文書等の全部を公開するとき以外は、その理由を併せて通知するものとする。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにするものとする。

(公開決定等の期限)

第10条 公開決定等は、公開の申出があった日から起算して15日以内に行うものとする。ただし、第5条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、協会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。

3 前項の規定により公開決定等の期間を延長するときは、協会は、公開申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

(公開決定等の期限の特例)

第11条 公開の申出に係る文書等が著しく大量であるため、公開の申出があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務又は事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、協会は、公開の申出に係る文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの文書等については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、協会は、同条第1項に規定する期間内に、公開申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの文書等について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第12条 公開の申出に係る文書等に協会及び公開申出者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、協会は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開の申出に係る文書等の内容その他協会が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 協会は、第三者に関する情報が記録されている文書等を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、文書等の全部又は一部を公開する旨の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開の申出に係る文書等の内容その他協会が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 協会は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該文書等の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、協会は公開決定後直ちに当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知するものとする。

(公開の実施)

第13条 協会は、公開決定をしたときは、速やかに公開の申出に係る文書等を公開するものとする。

2 文書等の公開は、文書及び図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して別に定める方法により行うものとする。

3 協会は、前項の規定にかかわらず、閲覧の方法による文書等の公開について、当該文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

(手数料等)

第 14 条 文書等の公開に係る手数料は、無料とする。

2 文書等の写しの交付をするときの当該写しの作成及び送付に要する費用は、当該写しの交付を申し出る者の負担とする。

(異議の申出)

第 15 条 協会が行った公開決定等について、異議のある者は、当該公開決定等を知った日の翌日から起算して 60 日以内に、協会に対して異議を申し出ることができる。

2 前項の異議の申出は、書面によるものとし、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人等にあつては代表者の氏名

(2) 公開決定等を知った日及びその内容

(3) 異議の申出の趣旨及びその理由

(異議の申出に係る処理)

第 16 条 協会は、前条の規定による異議の申出があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鎌倉市の関係機関に助言等を求めることができる。

(1) 異議の申出が不適切であることが明らかなきとき。

(2) 公開決定等を取り消し、又は変更し、当該異議の申出に係る文書等の全部を公開するとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 協会は、前項の規定により鎌倉市の関係機関に助言を求めたときは、異議の申し出をした者、反対意見書を提出した第三者その他関係者に対し、その旨を、書面により通知しなければならない。

3 協会は、第 1 項に規定する助言等を行うため鎌倉市の関係機関から意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求められたときは、これに応じるものとする。

4 協会は、鎌倉市の関係機関から第 1 項に規定する助言等があつたときは、これを尊重し、速やかに当該異議の申出について書面により回答するものとする。

(文書等の管理)

第 17 条 協会は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、文書等を適正に管

理するものとする。

2 協会は、公開の申出をしようとする者が容易かつ的確に公開の申出をすることができるよう、文書等の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の文書等の管理に関し必要な事項を定めるとともに、その保有する文書等の検索に必要な目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(市との協力)

第 18 条 協会は、自ら保有する文書等について、鎌倉市から提出の求めがあったときは、当該文書等の提出に応ずるよう努めるものとする。

(様式)

第 19 条 この規程による文書等の情報公開に係る申出書、決定通知書その他の様式は、第 1 号様式から第 10 号様式に定めるとおりとする。

(適用除外)

第 20 条 この規程は、文書等の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が別に定められている場合における当該文書等の公開については、適用しない。

(委任)

第 21 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、理事会における議決の日から施行する。

(平成 14 年 2 月 25 日)

付 則 (平成 18 年 3 月 29 日規程 6)

この規程は、理事会における議決の日から施行する。

(平成 18 年 3 月 29 日)

付 則 (平成 24 年 3 月 26 日規程 5) 抄

この規程は、公益財団法人鎌倉市公園協会の設立の登記の日から施行する。

(平成 24 年 4 月 1 日)

文書等公開申出書

年 月 日	
（あて先）公益財団法人鎌倉市公園協会	
住 所	
氏 名 _____	
連絡先電話 ()	
（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）	
公益財団法人鎌倉市公園協会情報公開規程第 5 条の規定により、次のとおり申し出ます。	
公開の方法	1 閲覧又は視聴 2 写し等の交付
申 出 す る 文書等の内容	（文書等を特定できるように具体的に記入してください。）

（注） 各欄に必要な事項を記入するとともに該当する番号を○で囲んでください。

文書等存否応答拒否決定通知書

年 月 日	
様	
公益財団法人鎌倉市公園協会 印	
年 月 日に公開申出のありました文書等については、次のとおり存否 応答を拒否します。	
公開申出に係る 文書等の内容	
存否の応答を 拒否する理由	公益財団法人鎌倉市公園協会情報公開規程第 条に該当 (当該文書等は、仮に存在するとしても、非公開情報 号に該当し非 公開となるものです。)

問い合わせ先 公益財団法人鎌倉市公園協会
電話 0467-45-2757

文書等公開決定通知書

年 月 日	
様	
公益財団法人鎌倉市公園協会 印	
年 月 日に公開申出のありました文書等については、次のとおり公開 します。	
公開の方法	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付
公開に係る 文書等の内容	
公開の日時 及び場所	年 月 日 午前 時から 時までの間 午後 に鎌倉中央公園管理事務所へお越してください。 なお、当日ご都合の悪い場合には、下記問い合わせ先までご 連絡ください。

（注） 文書等の閲覧等に際しては、この通知書を提示してください。

問い合わせ先 公益財団法人鎌倉市公園協会
電話 0467-45-2757

文書等一部公開決定通知書

年 月 日	
様	
公益財団法人鎌倉市公園協会 印	
<p>年 月 日に公開申出のありました文書等については、次のとおり公開します。ただし、当該文書等には公開しない部分があることをご了承ください。</p>	
公開の方法	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付
公開する 文書等の内容	
公開しない部分 の概要及び理由	<p>（概要） （理由） 公益財団法人鎌倉市公園協会情報公開規程第 条第 項第 号該当 ※ 公開しない部分は、年 月 日以後に改めて申出し てください。</p>
公開の日時 及び場所	<p>年 月 日 午前 時から 時までの間 午後 時に鎌倉中央公園管理事務所へお越しください。 なお、当日ご都合の悪い場合には、下記問い合わせ先まで ご連絡ください。</p>

（注）※は、公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できるときに記入してあります。

問い合わせ先 公益財団法人鎌倉市公園協会
電話 0467-45-2757

文書等不存在決定通知書

年 月 日	
様	
公益財団法人鎌倉市公園協会 印	
年 月 日に公開申出のありました文書等については、次の理由により存在しませんので通知します。	
公開申出に係る 文書等の内容	
文書等が存在しない理由	

問い合わせ先 公益財団法人鎌倉市公園協会
電話 0467-45-2757

文書等公開決定等期間延長通知書

年 月 日	
様	
公益財団法人鎌倉市公園協会 印	
<p>年 月 日に公開申出のありました文書等については、公益財団法人鎌倉市公園協会 情報公開規程第10条第3項の規定により、次のとおり諾否の決定期間を延長します。 なお、諾否の決定を行ったときは通知します。</p>	
公開申出に係る 公開の方法	<p>1 閲覧又は視聴 2 写しの交付</p>
公開申出に係る 文書等の内容	
決定期間を 延長する理由	
延長した期間	

問い合わせ先 公益財団法人鎌倉市公園協会
電話 0467-45-2757

文書等公開決定等期間特例延長通知書

年 月 日	
様	
公益財団法人鎌倉市公園協会 印	
<p>年 月 日に公開申出のありました文書等については、公益財団法人鎌倉市公園協会 情報公開規程第 1 1 条第 1 項の規定により、申出のあった日から起算して 6 0 日以内 に文書等の相当の部分について諾否の決定を行い、残りの文書等については、相当の 期間内に諾否の決定を行いますので、次のとおり通知します。</p> <p>なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。</p>	
公開申出に係る 公開の方法	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付
公開申出に係る 文書等の内容	
6 0 日以内に文 書等のすべてに ついて諾否の決 定を行うことが できない理由	
文書等の相当の 部分について諾 否の決定を行う 期限	年 月 日
残りの文書等に ついて諾否の決 定を行う期限	年 月 日

問い合わせ先 公益財団法人鎌倉市公園協会

電話 0467-45-2757

意見書提出機会付与通知書

年 月 日							
様							
公益財団法人鎌倉市公園協会 印							
<p>公益財団法人鎌倉市公園協会では、保有している文書等についての公開をするため、公益財団法人鎌倉市公園協会情報公開規程を定めています。今回、あなたに関する情報が記録されている文書等について、公益財団法人鎌倉市公園協会情報公開規程第5条の規定に基づき公開申出がありました。この文書等を公開することに関し、意見書を提出することができますので、同規程第12条第2項の規定により、次のとおり通知します。</p>							
公開申出に係る 文書等の内容							
公開申出に係る 文書等に記録されているあなたに関する情報の 内容							
公開申出があった日	年 月 日						
意見書の 提出期限	年 月 日						
意見書の 提出先	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">所在地</td> <td style="width: 50%;">郵便番号</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>F A X</td> </tr> </table>	所在地	郵便番号	名称	電話番号		F A X
所在地	郵便番号						
名称	電話番号						
	F A X						

問い合わせ先 公益財団法人鎌倉市公園協会
電話 0467-45-2757

文書等公開通知書

年 月 日	
様	
公益財団法人鎌倉市公園協会 印	
<p>あなたに関する情報が記録されている文書等を公開しますので、公益財団法人鎌倉市公園協会情報公開規程第 12 条第 3 項の規定により、次のとおり通知します。</p>	
公開申出に係る 文書等の内容	
公開申出に係る 文書等に記録されているあなたに関する情報の 内容	
公開決定をした 理由	
公開を実施する 日	年 月 日

問い合わせ先 公益財団法人鎌倉市公園協会
電話 0467-45-2757